

建設業2024年問題！！の前に・・・

「36協定の締結及び届出」は、お済みでしょうか？

1

労働者が、法律の上限を超える時間(※)について労働する場合には、

あらかじめ「36協定」の締結及び届出(所轄労働基準監督署へ)が必要です。

36協定とは、「時間外労働・休日労働に関する協定届」と呼ばれ、

協定を締結せずに、又は 協定を締結したものの届出を怠った 場合には法律違反として

「6か月以下の懲役 又は 30万円以下の罰金」を科せられるおそれがあります。

尚、法律の上限を超える時間(※)とは・・・

【労働時間の上限(法定労働時間)】

原則・・・1週40時間、1日・・・8時間 (業種による例外有り)

【休日の最低基準(法定休日)】

毎週1回 又は 4週を通じ4日以上
(午前0時～午後12時の1暦日の休み)

上記36協定の締結及び届出の完了により、

原則1箇月45時間、1年360時間以内の時間外労働が可能。(例外有り)

尚、2024年4月1日以降、例外規定(臨時的な特別の事情がある場合)につき

改正となります。

【改正前】

法律上残業時間の上限なし。

(行政指導のみ)。

【改正後】

法律で「**残業時間の上限**」を定め、

これを超える残業は禁止。

※ ご不明点、疑問点等ございましたら一度御連絡頂ければ幸いです。

(兵庫県認可)

営 繕 事 業 協 同 組 合